

- ①発熱者は所属長へ連絡。
- ②所属長は総務部へ発熱者の氏名病状を報告
- ③総務部は発熱者に連絡し詳細を確認する。
- ④発熱者は病院で病名（発熱の原因）を判定
病名判定出来れば、医師の指示に従い自宅療養
病名判定出来なければ、解熱剤を使用せず数日間平熱を維持し、自宅療養
- ⑤自宅療養中に本人から熱が下がったと連絡があった場合には、総務部に報告する
- ⑥総務部が確認後、職場復帰する場合は、医師の診断書（治癒済）提出を条件とする。
* 診断書は会社負担(領収書徴求のこと)

2. 同居する家族に37.5℃以上の発熱者発生の場合

- 1) 当該家族の所属する企業、学校等団体へ申告する。また、当該団体からの指示に従って対応することを促す。

3. 注意事項

- 1) 連絡事項の徹底
- 2) 社員が発熱した場合は必ず所属長へ連絡すること。
- 3) 感染の疑いがある場合(37.5℃以上の熱が4日以上続く場合)発熱者本人に対し、帰国者・接触者センターへの相談を指示する。
- 4) 医療機関でPCR検査を受けた場合は、結果に関わらず所属長へ連絡すること。
所属長は上記内容を総務部へ連絡すること。

【予防対策について】

1. 手洗い、うがい、咳エチケット、マスク着用、アルコール消毒の徹底
* マスク着用は必須。自前で用意出来ない社員へは社内販売(仕入れ価格にて)
2. 体温測定（自宅・出勤時）の実施 記録簿作成
3. 清掃時の消毒（使用頻度が多い・不特定多数利用箇所）
4. 食堂の制限（運転手は車両、デスク無い社員のみ食堂利用可能）
5. 携帯用クレベリンの着用
6. 携帯アルコールチェッカー配布（準備中）

【緊急事態宣言発令時の対応について】

1. 日中に発令の場合
発令された日の業務は完遂すること。
2. 夜間に発令の場合
翌日（休日は除く）は出勤すること。その後会社の指示に従う。

【時差出勤について】

1. 公共交通機関を利用して通勤する社員を対象
対象社員は調査し時差出勤希望者は対応済み

【自粛要請】

1. 昼夜を問わず、不要不急の外出
2. 人の大勢集まる場所（パチンコ店・繁華街・観光地・旅行・食事会等）への外出
3. 昼食（外食）は、飲食店での食事を控える。